

2020 年 6 月 1 日

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌 様

沖縄県教職員組合  
中央執行委員長 佐賀 裕敏

## 2021 年度公立学校教職員の人事異動等に関する要求書

貴職におかれましては、本県教育の向上・発展に日夜ご尽力されていることに対して心から敬意を表します。

沖教組は、教職員の人事異動において、教職員の労働条件、生活権、教育に関わる問題として、憲法に基づいた民主的人事行政を求めて、教育庁との信頼関係を確立しながら誠意を尽くして進めてきました。

特に養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員、事務職員の離島・へき地への 2 回の異動方針は、配置される職員の家族別居や遠距離通勤による精神的・経済的負担による生活破壊が起きる可能性から、本人の承諾を十分に考慮しなければなりません。さらに昨今の学校現場の多忙化による病気休職者増加とともに精神性疾患の割合が多くなっていることから、教職員の人事異動については十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

それらのことを踏まえ、2021 年度人事異動にあたり、人事異動方針・要領を積極的に改善、または運用面で柔軟な対応をしていただき、これまで以上に誠意を尽くした人事行政を実行されることを強く要望し、次の事項について要求します。

### 記

◎重点項目 ※今年度追加

#### 1 人事異動全般について

- (1) 人事については、本人の希望や特殊事情を最大限に尊重し、希望外については本人の承諾を得て行うこと。
- (2) 人事については、公開の原則に立って組合と十分に話し合い、双方の納得と了承に基づいて行うようにすること。
- (3) 各教育事務所において各支部からの「人事異動要求書」へは誠意をもって回答すること。
- (4) 「同一地区における勤続年数は 25 年を限度とし、在任期間中に 2 以上の地区を経験するものとする。」については、柔軟に対応をすること。
- (5) ◎新規採用 3 年目についても、夫婦別居、子の養育を担う等、著しく生活に支障があると認められる場合は、特段の配慮をすること。
- (6) ◎教職員評価システムの評価結果を、人事異動に反映させないこと。

- (7) 特殊事情については、従来の4項目で運用し、該当する者については留任、または転任を考慮すること。
- (8) 他地区異動で、赴任して3年を経過した者は、本人の希望地に異動させること。また、留任が希望の場合は考慮すること。
- (9) 子の養育を担う教職員の他地区への異動については、原則として隣接地区への異動を図ること。
- (10) ※母性保護や子育てに留意し、妊娠中及び育児休業中の異動は、本人が希望した場合を除き行わないこと。
- (11) ◎人事異動にあたっては、通勤時間や家庭条件等で困難を抱えている教職員の意向を配慮し、安心して勤務に専念できるよう考慮すること。
- (12) 管外異動希望者について、生活の根拠地を考慮し過去のへき地経験者を優先して扱うこと。
- (13) ◎精神性疾患等に起因する休職から復帰する場合、本人の希望があれば休職中または、復職後であっても優先的に異動を行うこと。
- (14) ◎市町村合併（うるま市・八重瀬町・南城市・久米島町）に伴う広域化での人事異動は、旧市町村単位又はブロック単位とすること。
- (15) ◎不妊治療中の教職員の異動に関して、医療機関や通勤等で困難が生じないように、本人の希望を考慮すること。
- (16) 特別な事情が発生し、3年未経験者が異動を希望した場合は、対象者の意向を考慮すること。

## 2 離島・へき地への異動について

- (1) ◎同一地区離島・へき地を2度以上経験した者は、他地区異動も経験したとみなすこと。
- (2) ◎島尻地区における渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、粟国島のへき地経験者は、他地区経験者とみなすこと。
- (3) ◎国頭地区における伊是名島、伊平屋島のへき地経験者は、他地区経験者とみなすこと。
- (4) 生活保障や、条件整備を早急に行い、へき地と平地校及び離島・北部地区と都市地区との人事交流を促進すること。
- (5) へき地校における所定の勤務期間を満了した教職員については、本人の希望を優先させること。
- (6) ◎学校統廃合による、へき地経験年数に満たない職員の異動については、本人の不利にならないよう配慮すること。
- (7) ◎宮古・八重山地区において勤務年数が4年の学校は県立学校教職員と同様に3年とすること。
- (8) 子の養育を担う教職員の離島・へき地への異動については、保育園・医療機関等の整備状況等を勘案すること。

- (9) 「教諭として新規に採用された者について、次に異動する場合は、原則として離島・へき地校又は他地区への異動とする。」については、柔軟に対応をすること。

### 3 少数職種の異動について

#### 全般について

- (1) ◎養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・学校事務職員の離島・へき地を2回以上経験する方針に関しては今後も組合と協議をすること。また、へき地2回目の経験をもって他地区経験とする等の配慮を行うこと。当面は対象者の事情を最大限考慮すること。
- (2) ◎養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・学校事務職員は、人事異動調査書を3年目から提出するが、留任希望があった場合は対象者の意向を考慮すること。

#### 学校事務職員について

- (1) ◎共同学校事務室を軸としたキャリア形成を念頭に置いた人事異動を行うこと。
- (2) ※人事異動実施要領に定める基本事項から変更した人事異動を行う際、異動該当者に事前に丁寧な説明を行うこと。
- (3) 採用試験を県立学校と公立小中学校で区別することなく「教育行政事務」として実施し、県教育委員会を含めた教育行政に携わる職員として採用した上で、人事配置を行うこと。
- (4) 制度が整うまでの間、公立小中学校事務職員と県立学校事務職員、県教育委員会の人事交流を促進すること。

#### 栄養教諭及び学校栄養職員について

- (1) 大型センター間の異動は行わないこと。
- (2) 調理場の変更のない人事異動は行わないこと。
- (3) 栄養教諭・学校栄養職員の勤務場所の特殊性を勘案して、市町村ごとの区切りではなく、勤務先の単位で希望調書が書けるようにすること。
- (4) ◎すべての調理場に適正な定数による本務の栄養教諭・学校栄養職員を配置する事。
- (5) 複数配置の調理場においては、栄養教諭・学校栄養職員の経験年数を考慮し完全配置すること。
- (6) 複数配置の調理場では所属校を同じ学校にしないこと。
- (7) ◎学校栄養職員が、へき地勤務を経て栄養教諭になった場合、へき地経験を加味すること。
- (8) 同一地区25年の限度は適用しないこと。

## 養護教諭について

- (1) ◎養護教員の全校配置と複数配置の完全実施をすすめること。
- (2) ◎学校の地域性や実情にあわせて、養護教諭の複数配置を実施し拡充をすすめること。

## 4 新規採用について

- (1) 定数内臨任を削減し、本務採用を増やすこと。
- (2) 教員候補者選考試験について、受験資格年齢の制限をなくすこと。
- (3) ◎一次試験の免除方法を再度検討し、他県経験も含め学校現場に関わるすべての職種を1部免除条件の経験年数に加味すること。
- (4) 実技教科、2次試験については選考基準を示すこと。

## 5 臨時的任用教職員の任用について

- (1) 教員候補者名簿に継続登載されている者については、面接等の特別試験を行わないこと。
- (2) 臨時的任用は、候補者名簿に登載された者を公平に任用する等、任用基準をはっきりさせること。その際、所持免許を最大限考慮すること。
- (3) 長期継続任用者については、経験を加味して継続任用すること。
- (4) 健康診断書について、前年度職場において健康診断を実施した者については、その記録をもって提出に代えること。

## 6 校長・市町村教委への周知徹底

- (1) ◎県教育庁の人事異動方針等は、全教職員に対して全て提示し説明すること。
- (2) ◎人事異動調査書の校長提出日は検討期間を最低10日保障させること。
- (3) ◎特殊事情の4項目を職員に明確に説明すること。
- (4) ◎特殊事情の申し入れを校長や市町村教委段階で判断させないこと。
- (5) ◎調書提出後、特殊事情が生じた場合は、本人の申し入れを受け付けること。
- (6) ◎校長が最終的に作成し提出する調書は、本人の確認を得させること。
- (7) ◎異動対象者以外に調書提出を強制しないこと。
- (8) ※校長は異動対象者に丁寧なヒアリングを行い、本人の健康問題、介護や子育てなどを正確に把握すること。
- (9) ※校長は自らの判断で異動該当者へ安易な口約束等を行わないこと。